

議案第43号

町有の組合委託林立木の処分について

町有の組合委託林立木を次のとおり処分することとする。

1 物件の所在

所在地・面積 山都町馬見原字鏡山1264番地1 他6筆
14.3ha

2 処分対象物件

スギ、ヒノキ 他 8,531m³

3 処分の方法

伐採を行わず、契約地の立木評価を行い町有林造林契約に基づき分収し、立木の権利を譲り受ける。

4 造林契約の相手方

一里木造林組合 代表 山本 米市 (現在代表者 中矢 美記男)
他11組合

令和8年6月5日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

旧蘇陽町の組合委託林立木を処分するには、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第3条の規定に基づき山都町において引き続き施行した蘇陽町町有林分収条例(昭和32年蘇陽町条例第48号)第4条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

(資 料)

1 経緯

当該契約町有組合委託林については、鏡山団地の各造林組合から造林契約解約申請書が提出されており、関係者と協議を重ねてまいりましたが、解約に際し立木の伐採は行わず今後も町有林として適正管理に努める方向で双方が合意に達しております。

○ 対象分収林

山都町馬見原字鏡山 1 2 6 4 番地 1 他 6 筆

契約面積 20.88ha (地籍調査後面積 14.3ha)

2 処分の方法

契約地の立木を評価したうえで、町有林造林契約第5条の規定に定める割合で評価額を分収し、町が立木の権利を譲り受けるものです。

3 立木評価の方法

契約地内において標準地調査を行いました。

契約地内の立木密度、胸高直径、樹高を調査し材積を求積しました。

4 立木評価額の算出方法

① 材積に売上単価を乗じる	売上価格
② 市場に関する経費を積算	市場等経費
③ 木材を伐採及び搬出する費用を積算	伐採等経費
④ 調査費用	標準地調査経費

売上げ価格	103,840,440円	・・・①
経費全般	86,664,626円	・・・②+③+④
差し引き	17,181,000円	・・・※
立木評価額	17,181,000円	

※標準地調査による概算のため、各組合分の1000円未満を切り上げた合計

5 分収契約者側の分収金

17,181,000円×0.7=12,026,700円

鏡山立木権利処分箇所

